



雄物川上流

No.177 発行日 平成21年3月31日
国土交通省 東北地方整備局
湯沢河川国道事務所 十文字出張所
〒019-0522
横手市十文字町字西上38-3
TEL 0182-42-0109
FAX 0182-42-2881

不法投棄をしないで下さい!! ～ゴミの不法投棄は犯罪です～

例年雪が解けてくるとともに、不法投棄されたゴミが目立ってきます。これからの時期は引っ越しなどで出た家庭からのゴミや雪囲いで使用し、不用になったゴミなどが捨てられるケースが多くあります。川へ捨てられたゴミは、洪水時に下流へと流されていきます。ゴミが流されてしまうと、上水道の取水停止や魚類のへい死の発生など水質汚染や生態系への悪影響が考えられます。

ゴミを川に捨てると「不法投棄」になり法律で罰せられます。不法投棄は犯罪です。絶対に不法投棄をしないで下さい。

また河川敷等でのゴミの焼却も禁止されています。ゴミの焼却をすると、ばい煙や悪臭が発生するだけでなく、人体に有害なダイオキシンも発生します。河川敷等でのゴミの焼却も絶対にしないで下さい。

※ゴミは各市町村で定められたルールに従い、処分するようお願いします。

不法投棄がされている様子



河川にゴミが流れ込み、引っかかっている様子



不法投棄の罰則

河川法第29条違反

→3か月以下の懲役又は
20万円以下の罰金

産業廃棄物処理法第16条違反

→5年以下の懲役又は
1000万円以下の罰金

湯沢統合堰の半分(左岸側)が出来ました!!

平成19年の冬から工事をしていました湯沢統合堰が半分(左岸側)完成しました。

湯沢統合堰__左岸側通水前の様子



3月19日状況



完成した部分

湯沢統合堰

湯沢統合堰__左岸側の通水後の様子



3月30日状況

統合堰工事の効果

統合堰を改築することで固定堰から可動堰として生まれ変わり、洪水を流す(洪水流下)、水をとる(取水)、魚道を確保するなどの治水・利水・環境面の問題が解決されます。